

**お得感のある広告に惑わされないで！**

通信販売は、実物を見て判断するのではなく、広告の情報だけで商品を選択しなくてはなりません。「買いたい」と思わせるための広告に惑わされないことが大切です。

**■＜事例＞同じ商品がまた届いた！**

SNSの広告で「1回限り」「解約不要」のシミ取りクリームを見つけた。タップして販売サイトを見ると、定価1万円の商品が「初回限定2000円」で「回数縛りなし」「解約保証」と書いてあったので注文した。3日後、商品が届きコンビニでお金を払った。使ってみたが特に良さを感じなかったため、それ以上注文することはなかった。1か月後、申し込んでいないのにまた同じ商品が3つも届き、2万円の請求書が入っていた。問い合わせの電話をしたが、話し中でつながらない。2回目の商品は返すので支払いたくない。⇒注文すると継続して商品が届き、2回目以降は3点2万円を請求される条件だったと思われます。通信販売の返品は販売店の条件に従うこととなりますので、勝手に送り返さず、まずは販売店と交渉しましょう。コンビニ後払いは販売店とは別の決済会社が請求する仕組みなので、販売店が請求を取り下げない限り請求が続きます。対処法がわからないときは、消費生活センターにお問い合わせください。

**■選んだつもりが選ばされている？**

スマートフォンでは、検索や閲覧の履歴、登録した個人情報などが反映され、興味をそそられる広告が表示される仕組みになっています。SNSだけでなく、ニュースサイトや無料動画サイトなどにたくさんの広告が表示されますが、中には記事・投稿なのか広告なのかわからないものもあります。

広告から誘導された販売サイトでは、お得・有利に感じる言葉や、契約を焦らせる仕掛け（申込期限のカウントダウンなど）が仕組まれていることがあります。「『回数縛りなし』だから1回だけと思ったのに、自動的に商品が届く条件だった」「『解約保証』でいつでも解約できるはずが、電話がつながらず解約できない」などの相談が寄せられています。一見有利に思える文言は大きく、消費者に不利なことは小さな文字で記載している画面が数多くあります。

インターネット通販では、最終確認画面（申込画面の後に現れる画面）に商品名や金額だけでなく契約・解約などの条件が記載されていますので、細かい文字までしっかり確認しましょう。条件がわかりにくい最終確認画面から申し込んだときには取り消しできる場合がありますので、スクリーンショットなどで画面の保存をお勧めします。

折込みチラシやダイレクトメールでも、お得感を強調した広告でトラブルに遭うケースもあります。早めに気づくことが被害を最小限にとどめる第一歩です。当事者からご相談いただくことが基本ですが、ご家族や高齢者を見守る方からのお問い合わせにも応じています。

**◆この記事についてのお問い合わせ◆**

名古屋市消費生活センター（啓発担当）Tel.052-222-9679

**◆個別のご相談は◆**

名古屋市消費生活センター Tel.052-222-9671 月～土曜日（祝休日・年末年始を除く）9:00～16:15  
消費者ホットライン 局番なしの188(いやや!) 年末年始を除く毎日 お近くの窓口につながります